

学校規模の適正化について

1 目的

教育委員会では、これまでに、「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針」（計画期間：平成17年度～平成26年度）及び「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」（計画期間：平成23年度～平成30年度）に基づき通学区域の見直しや学校の統廃合を行ってきたが、学校規模の適正化について、令和元年度以降の基本的な考え方や方針等が不明確となっていることから、改めて今後の基本的な考え方を確認し共有する。

2 学校統廃合及び通学区域の見直し等の経緯

(1) ニュータウン開発に伴う学校の新設

ニュータウン開発に伴い、昭和47年度以降、多摩市の人口は短期間で急激に増加するとともに、児童生徒も増え、毎年のように小・中学校が新設された。多摩市立学校は、平成元年度に最大の設置数となり、当時、小学校は25校、中学校は12校設置されていた。（平成元年度時点の多摩市立学校一覧は、表1を参照）

表1 平成元年度時点の多摩市立学校一覧

区分	No.	学校名	設置年度
小学校	1	多摩第一小学校	明治45年度
	2	多摩第二小学校	昭和38年度
	3	多摩第三小学校	昭和40年度
	4	竜ヶ峰小学校	昭和45年度
	5	南永山小学校	昭和46年度
	6	南諏訪小学校	昭和47年度
	7	東愛宕小学校	//
	8	連光寺小学校	昭和49年度
	9	北永山小学校	//
	10	北諏訪小学校	昭和50年度
	11	東寺方小学校	昭和51年度
	12	東永山小学校	//
	13	南豊ヶ丘小学校	//
	14	西愛宕小学校	//
	15	北落合小学校	//
	16	中諏訪小学校	昭和52年度
	17	南貝取小学校	//
	18	西永山小学校	昭和54年度
	19	南落合小学校	//
	20	北豊ヶ丘小学校	昭和55年度
	21	南鶴牧小学校	昭和57年度
	22	北貝取小学校	昭和58年度
	23	聖ヶ丘小学校	昭和59年度
	24	西落合小学校	//
	25	大松台小学校	平成元年度
中学校	1	多摩中学校	昭和22年度
	2	永山中学校	昭和46年度
	3	東愛宕中学校	昭和47年度
	4	豊ヶ丘中学校	昭和51年度
	5	和田中学校	昭和52年度
	6	諏訪中学校	昭和53年度
	7	西永山中学校	昭和55年度
	8	東落合中学校	昭和56年度
	9	西落合中学校	昭和57年度
	10	貝取中学校	昭和58年度
	11	聖ヶ丘中学校	昭和59年度
	12	鶴牧中学校	平成元年度

(2) 学校統廃合及び通学区域等の見直しの経緯

①学区調査研究協議会の設置（設置時期：昭和61年～平成13年）

ニュータウンの入居が一段落した後には、児童生徒数が減少していくことが予測さ

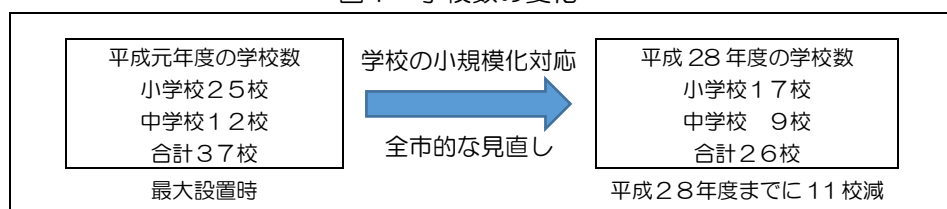
れていたことから、通学区域の見直しや学校規模の適正化について研究するため、昭和61年に、教育委員会の付属機関として「学区調査研究協議会」を設置し、教育委員会の諮問に対し調査研究を進めた。その後、平成3年より、「通学区域の全市的な見直し」に取り組み、市域を4つのゾーンに分け、「適正な通学区域」についてゾーンごとに答申を行い、この答申に基づき、小学校の8校を4校へ、中学校の4校を2校へ統廃合を実施した。（多摩市立小・中学校の統廃合一覧は表2を参照、学校数の変化については図1を参照）

なお、既存地区の学校の統廃合については、各地域から反対の意見が強くあり、特に、統廃合案が示された多摩第三小学校、竜ヶ峰小学校の地域からは多数の反対署名が寄せられた。その後も協議会が地域との調整を行ったが、平成14年度からの新学習指導要領の施行開始や通学区域の弾力的な運用など教育環境の変化があることや、児童生徒が、各学校が保護者や地域の協力を得ながら特色ある学校づくりを進めている過程に置かれていることなどを踏まえ、結果、既存地区の通学区域は現状を維持する答申となった。

表2 多摩市立小・中学校の統廃合一覧

統廃合年度	統廃合等の内容
平成6年度	中諏訪小学校と南諏訪小学校を統合し、諏訪小学校を設置
平成8年度	南永山小学校と西永山小学校を統合し、瓜生小学校を設置
〃	東永山小学校と北永山小学校を統合し、永山小学校を設置
平成9年度	西永山中学校と永山中学校を統合し、多摩永山中学校を設置
平成11年度	南落合小学校と北落合小学校を統合し、東落合小学校を設置
平成12年度	西落合中学校と東落合中学校を統合し、落合中学校を設置
平成20年度	豊ヶ丘中学校と貝取中学校を統合し、青陵中学校を設置
平成21年度	竜ヶ峰小学校を多摩第二小学校へ統合
平成23年度	南豊ヶ丘小学校と南貝取小学校を統合し、貝取小学校を設置
〃	北豊ヶ丘小学校と北貝取小学校を統合し、豊ヶ丘小学校を設置
平成26年度	東愛宕小学校を廃止し、愛和小学校を設置
平成28年度	西愛宕小学校を愛和小学校へ統合

図1 学校数の変化



②学校選択制の導入とその後の見直し（平成15年～平成24年）

平成9年に、国より「通学区域制度の弾力的運用」について通知が発出されたことを受け、上記協議会や教育委員会が検討を行い、市民自らが学校を選択できる「学校選択制」を平成15年度から実施した。その後、平成25年に学校規模の適正化や、子どもたちの通学上の安全確保、地域と学校の連携などの必要性から、通学区域と学校選択制を見直し、新たに、「心身的理由」や「小中学校の継続」など、指定校以外の学校に就学できる基準を設け、一定の条件を満たす場合に希望校を選択できる「条件付学校希望制」を開始した。

③多摩市立学校の一定規模及び適正配置に関する審議会（設置時期：平成15年～平成24年）

本市は、平成元年に学校設置数のピークを迎えたが、その後の急激な少子化により、児童生徒数は減少を続け、当時適正規模の下限とされた1校12学級を下回る学校が続出した。このような状況を踏まえ、当審議会は、教育環境の整備と充実した学校教育の実現を図るために設置され、市立学校の一定規模に対する基本的な考えに関すること、市立学校の適正な配置に関すること、市立学校の通学区域に関することについて審議が行われ、「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置に対する基本的な考え方」について答申された。なお、答申の中で、通学区域の見直しを進める必要がある学校として、貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区の南豊ヶ丘小学校（6学級）、北豊ヶ丘小学校（6学級）、南貝取小学校（10学級）、北貝取小学校（6学級）、豊ヶ丘中学校（5学級）のほか、乞田、愛宕、和田、東寺方、落川、百草地区の竜ヶ峰小学校（6学級）、東愛宕小学校（6学級）、西愛宕小学校（6学級）、東愛宕中学校（8学級）が挙げられたが、通学区域の見直しにあたっては、保護者や地域住民の合意形成に十分配慮することの意見が付された。

その後、教育委員会等が検討を続け学校の統廃合を実施し、結果、小学校4校、中学校1校が廃止となった。

※参考【一定規模の基本的な考え方】

- ・小学校については、各学年複数学級を確保すること。
中学校については、各学年4学級以上を理想とし、最低3学級を確保すること。

※参考【適正配置の基本的考え方】

- ・上記、一定規模の確保
- ・通学距離及び通学上の安全確保
- ・地域コミュニティと歴史的背景の考慮
- ・1中複数小の確保
- ・現存する学校施設の活用

④多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針の策定（平成17年）（以下「基本方針」という）

上記審議会からの最終答申を受け、教育委員会が学校の一定規模の基本的な考え方及び適正配置の基本的な考え方等を取りまとめた。基本的な考え方の内容は上記審議会からの答申内容と同様であったが、この基本方針の中で、特に、小規模校化が進んでいる貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区及び、和田、東寺方、落川、百草、愛宕、桜ヶ丘三丁目地区のうち、豊ヶ丘中学校、貝取中学校、多摩第二小学校、竜ヶ峰小学校については、通学区域の見直しを最優先する学校とした。

⑤学級編制の見直し

平成23年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び東京都の学級編制基準が改正され、小学校第1学年、第2学年及び中学校第1学年の学級編制が、これまでの40人学級から35人学級となった。

⑥多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針の策定（平成24年）（以下「指針」という）

これまでの学校の一定規模及び適正配置の取り組みを総括した上で、学校と地域の連携強化、災害時の安全確保、35人学級制の導入など学校教育をとりまく環境変化、

E S Dの推進等を新たな視点を取り入れながら、これらの諸状況の変化に適切に対応していくため、指針が策定された。計画の期間は平成30年度までである。

総括では、これまでの取り組みにより、課題であった小規模校については、かなり解消されてきており、今後は、一定規模・適正配置から標準規模・適正学区となるよう、市内の学校規模の格差を是正し、なるべく標準的な規模の学校（学校教育法施行規則第41条の規定に基づき、小学校は1校12学級から18学級）となるよう、通学区域の適正化を進めることや、子どもたちの通学上の安全確保、地域と学校の関係性の強化に取り組むとともに、これ以上学校数を減らすことは適切ではないとの考えの下、当面の間、学校統合は行わず、学校規模の適正化の必要がある場合は、「通学区域」の見直しで対応することとした。

⑦公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定（平成27年・文部科学省）（以下「手引き」という）

家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれる中、各市町村教育委員会が、学校統廃合の適否または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性等をまとめた手引きを国が策定した。この手引きの中では、下記の点が示されている。

【望ましい学級数の考え方】

小学校：複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上（1校6学級以上）であることが必要。また、全学年でクラス替えを可能等するために、1学年2学級以上（1校12学級以上）あることが望ましい。

中学校：全学年でクラス替えを可能等するために、1学年2学級以上（1校6学級以上）であることが必要。また、すべての授業で教科担任による学習指導等を行うために、1校9学級以上確保することが望ましい。

【学校統廃合に関する注意事項】

学校統廃合の適否を検討する上では、児童生徒の保護者や地域住民、地域の学校支援組織と教育上の課題や、まちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切である。

【小規模校を存続させる場合の教育の充実】

教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する。例えば、多様な考えに触れる機会を確保することや少人数を生かした指導の充実など。

⑧学級編制の見直し

令和3年度に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び東京都の学級編制基準が改正され、小学校の全学年を段階的に、これまでの40人学級から35人学級で編制することとなった。

3 今後の基本的な考え方を整理する際の重要な視点

(1) 多摩市の将来人口推計について

令和2年10月の多摩市の人口は、148,606人であったが、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の推計によると、30年後の令和32年には、117,523人(△20.9%)に減少する見込みとなっている。このうち、0歳から14歳までの年少人口については、令和2年の16,996人が11,571人(△31.9%)に減少する見込みとなっている。このことから、今後、本市の児童生徒数も減少傾向になると推測される。

- (2) 学級数12学級未満の小学校及び9学級未満の中学校の現状と6年後の推計について
 令和3年5月現在、小学校では、瓜生小学校(7学級)、貝取小学校(9学級)、豊ヶ丘小学校(8学級)の3校と、中学校は、東愛宕中学校(7学級)1校が小規模校となっている。教育委員会の推計では、6年後の令和9年度において、小学校では瓜生小学校(6学級)、貝取小学校(6学級)、豊ヶ丘小学校(6学級)に加え、全学年で35人学級制が導入されても、多摩第二小学校(11学級)、西落合小学校(11学級)、諏訪小学校(10学級)、愛和小学校(11学級)の4校が小規模校になる見込みである。
 また、中学校では東愛宕中学校(7学級)に加え、新たに多摩永山中学校(8学級)と青陵中学校(6学級)の2校が小規模校となる見込みである。(6年後の学校規模(学級数)の推移は表3を参照、今後の学級数推計については、添付資料1を参照、)

表3 6年後の学校規模(学級数)の推移

		令和3年度			令和9年度		
		1~11学級 【3校】	12~18学級 【13校】	19学級以上 【1校】	1~11学級 【7校】	12~18学級 【8校】	19学級以上 【2校】
小学校		瓜生小(7) 貝取小(9) 豊ヶ丘小(8)	多摩第二小(15) 多摩第三小(13) 連光寺小(12) 北諏訪小(17) 東寺方小(16) 南鶴牧小(17) 聖ヶ丘小(12) 西落合小(15) 大松台小(17) 諏訪小(14) 永山小(12) 東落合小(12) 愛和小(12)	多摩第一小(19)	多摩第二小(11) 西落合小(11) 諏訪小(10) 瓜生小(6) 貝取小(6) 豊ヶ丘小(6) 愛和小(11)	多摩第三小(15) 連光寺小(12) 北諏訪小(15) 南鶴牧小(18) 聖ヶ丘小(12) 大松台小(12) 永山小(12) 東落合小(12)	多摩第一小(24) 東寺方小(19)
		1~8学級 【1校】	9~12学級 【7校】	13学級以上 【1校】	1~8学級 【3校】	9~12学級 【5校】	13学級以上 【1校】
中学校		東愛宕中(7)	多摩中(12) 和田中(12) 諏訪中(9) 聖ヶ丘中(9) 多摩永山中(9) 落合中(11) 青陵中(9)	鶴牧中(14)	東愛宕中(7) 多摩永山中(8) 青陵中(6)	和田中(12) 諏訪中(12) 聖ヶ丘中(9) 鶴牧中(12) 落合中(11)	多摩中(13)

- (3) 児童生徒が増加する要因について

市内学校の児童生徒が増加する要因として、次の2点が挙げられる。1つは、大規模マンションの建設である。ニュータウン再生やニュータウンの未利用地の開発等により、大規模マンションの建設が行われると、当該学区の児童生徒数が増加する傾向がある。もう1つは、既存地域の農地や駐車場等に、小・中規模のマンションの建設が行われた場合や戸建て住宅の開発等が行われると児童生徒数が増加する傾向がある。

(4) 学校と地域コミュニティについて

第五次多摩市総合計画では、学校が「地域コミュニティの核」として位置づけられた。学校という存在が、児童生徒の登下校の見守りや放課後子ども教室など、学校に関わる活動への参加を通じて地域の方々の結びつきが広がるなど、地域コミュニティを醸成させていく機能の一翼を担っている。更に学校でも「地域とともにある学校づくり」を進めるなかで、育てたい子ども像を共有しながら子どもたちの健やかな成長のために何が必要か、学校と保護者と地域の皆さんが知恵を出し合い学校運営に意見をさせる仕組みである「コミュニティ・スクール」の導入や、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、大学、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働活動」などを通じて、学校・家庭・地域の連携・協働を進めている。

例えば「地域学校協働活動」では、子どもたちが学校を出て地域に入り、郷土学習を行う、地域住民とともに地域課題を解決する、地域の行事に参画して共に地域づくりに関わる、ESDとして環境問題について地域とともに考えるといった活動を通じて、子どもの健やかな成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域住民と子どもや保護者、また地域住民同士のつながりを深めていく。このような活動が自立した地域社会の基盤の構築や活性化につながっている。

なお、現在の中学校9校の通学区域は、第五次多摩市総合計画で定める10のコミュニティエリアと、かなりの部分で重なりあっている。今後、地域が学校を支えていく仕組みづくりを進めていく中で、地域と学校の関係をより密接にしていくためにも、通学区域と地域のエリアとの整合をできるだけ図っていく必要がある。(コミュニティエリアのゾーニングと学校の位置図は添付資料2を参照)

更に、本市が現在検討を行っている(仮称)地域委員会に、PTAなど学校に関わる市民が連携する可能性がある。更に、近年、災害時等における市民の避難場所としての学校の活用についても注目されているところである。

(5) 教室数が不足する可能性について

近年、市民要望として多いのが、少人数学級制である。令和3年4月に法改正が行われ、小学校の学級編制は、これまでの40人から段階的に35人に引き下げられるが、新型コロナウイルス対策や、より丁寧な教育を求めて、中学校も含め更なる少人数化の要望が市民から出ている。また、今後、国において、中学校の35人学級編制について検討が行われる見込みであるが、更に国に、小・中学校の30人学級制を目指す動きがある。(30人学級となった場合の小・中学校の学級数は添付資料3を参照)

なお、今後、更なる少人数学級制が導入された場合は、各学校で使用できる教室数に不足が生じる可能性がある。また、特別支援学級への入級希望が年々増加しており、この要因によっても教室数が不足する可能性がある。(特別支援学級(固定学級)の推移は添付資料4を参照、令和3年度の教室の使用状況と令和9年度推計は添付資料5を参照)

4 今後の学校規模適正化の基本的な考え方

今後の通学区域の見直しや学校の統廃合など、学校規模適正化の基本的な考えについては、以下のとおりとする。

令和3年度において、18学級を超える大規模校が1校(多摩第一小学校・19学級)、小規模校が小・中学校合計で4校(瓜生小学校、貝取小学校、豊ヶ丘小学校、東愛宕中学

校)あるものの、近年の多摩市立小・中学校の教育現場では、GIGAスクール構想の進展により、タブレット端末や大型提示装置、校内ネットワーク等のICTの整備・活用が進み、教室に居ながら他校の児童生徒との交流や意見交換、外部講師による授業や合同授業等を実施することが容易となったことで、これまで小規模校で不足しがちな「社会性の涵養や多様な考えに触れる機会の確保」も可能となった。また、今般の新型コロナウイルスの感染対策等を理由として、保護者等から少人数学級制の要望もある。さらに、国においては、更なる少人数学級制等の検討を行う見込みとなっている。

このように、教育環境が著しく変化している現状においては、今しばらく今後の状況を見守る必要があることから、当面の間、学校統廃合を行わず、平成24年に定めた指針の考え方を継続するものとする。

なお、学校規模適正化の基本的な考え方等については、今後、3年ごとに確認するものとする。(次回は、令和6年度に確認する。)

(1) 学校の統廃合を当面の間実施しない理由等

学校の統廃合を当面の間実施しない理由については、下記のとおりである。

- ・ニュータウン再生及びニュータウンの未利用地の開発や、現在、市内に存在する既存地域の農地や駐車場に小・中規模のマンション等の建設や宅地造成が進んだ場合には、当該学区の児童生徒が増加するため。
- ・現行のコミュニティエリアとの整合を図りつつ、学校を地域コミュニティ醸成のための核として活用するため。
- ・今後、国において、中学校の35人学級編制について検討が行われる見込みであるが、更に国において、小・中学校の30人学級編制を目指す動きがあることから、今後の少人数学級制の方向性や特別支援学級への入級希望等について、当面の間、情勢を見守る必要があるため。
- ・GIGA スクール構想の進展や少人数学級制等、教育環境が著しく変化しているため。
- ・学校規模の適正化は、市民生活及び市財政に大きく関わる事柄であることから、今後3年ごとに基本的な考え方を確認することとする。

(2) 基本的考え方を見直す場合の事由等

下記の事由等が発生した場合には、基本的な考え方を見直しを行う。

- ・新たな教育手法等を見据えた教育環境を設定する場合(小中一貫校の設立等)
- ・市の施策や計画等と整合性が取れなくなる場合(コミュニティエリアの変更等)
- ・社会情勢や市政運営が著しく変化した場合

(3) 教育委員会が、今後、学校規模適正化を検討する際の注意事項

- ・各学校の学級数だけでなく児童生徒数も勘案し、一定の基準を設けた上で検討を行う。
- ・今後の教育手法や効果も考慮した上で検討を行う。
- ・市のまちづくりの方向性(ニュータウン再生やコミュニティエリア、公共施設のあり方等含む)を確認した上で、市長部局と調整を図りながら検討を行う。

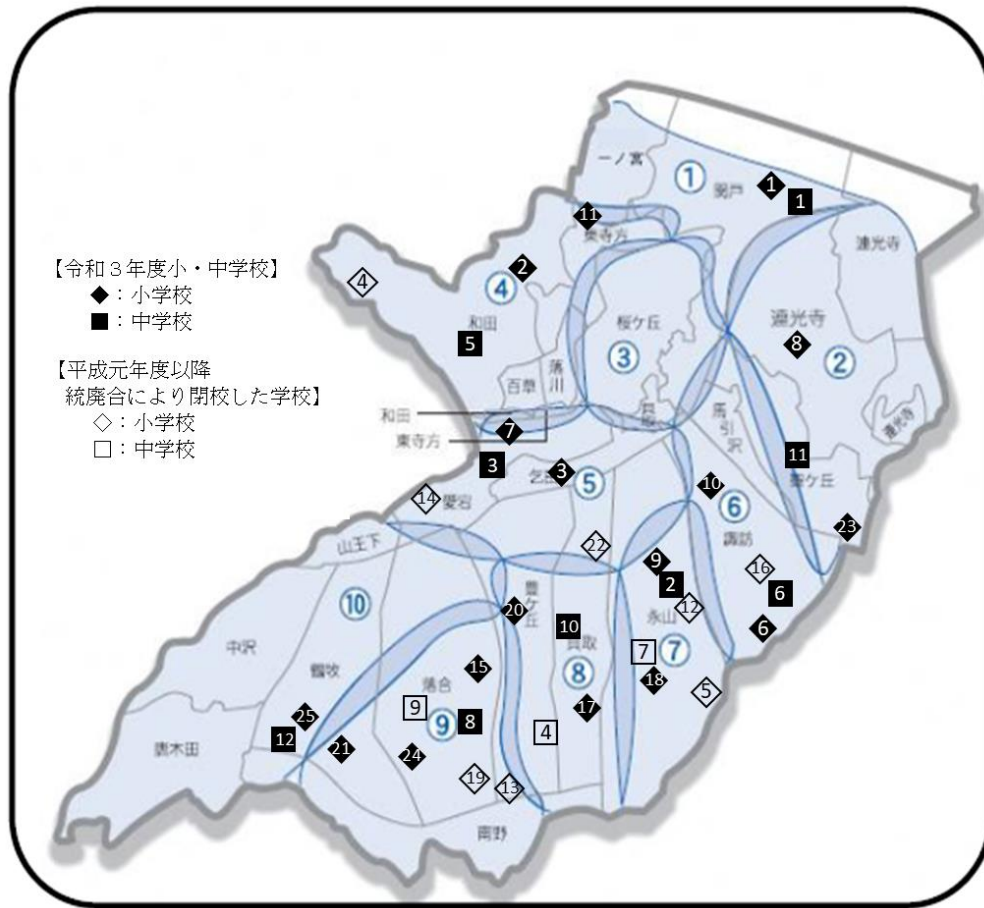
今後の学級数推計（令和3年5月1日現在）

※小学校は35人学級編制で積算

No.	学 校 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	9年度-3年度
1	多摩第一小学校	19	18	22	22	24	24	24	5
2	多摩第二小学校	15	15	14	13	13	12	11	△4
3	多摩第三小学校	13	13	14	15	15	16	15	2
4	連光寺小学校	12	12	12	12	12	12	12	0
5	北諏訪小学校	17	17	18	18	17	16	15	△2
6	東寺方小学校	16	17	17	18	18	18	19	3
7	南鶴牧小学校	17	17	17	17	19	19	18	1
8	聖ヶ丘小学校	12	12	12	12	12	12	12	0
9	西落合小学校	15	15	14	14	14	12	11	△4
10	大松台小学校	17	16	14	14	13	12	12	△5
11	諏訪小学校	14	14	14	13	12	11	10	△4
12	永山小学校	12	12	12	12	12	12	12	0
13	瓜生小学校	7	7	7	7	7	6	6	△1
14	東落合小学校	12	12	12	13	11	12	12	0
15	貝取小学校	9	8	7	7	7	6	6	△3
16	豊ヶ丘小学校	8	8	7	6	6	6	6	△2
17	愛和小学校	12	12	12	12	12	12	11	△1
小学校合計		227	225	225	225	224	218	212	△15
1	多摩中学校	12	12	13	13	13	13	13	1
2	東愛宕中学校	7	8	7	7	6	7	7	0
3	和田中学校	12	11	11	12	12	12	12	0
4	諏訪中学校	9	10	10	12	12	12	12	3
5	聖ヶ丘中学校	9	9	9	8	8	9	9	0
6	鶴牧中学校	14	13	13	12	12	12	12	△2
7	多摩永山中学校	9	9	9	9	9	8	8	△1
8	落合中学校	11	11	10	11	10	10	11	0
9	青陵中学校	9	9	9	9	7	8	6	△3
中学校合計		92	92	91	93	89	91	90	△2

※令和3年度は実績値を記載。

コミュニティエリアのゾーニングと学校の位置図



【小学校】

- ◆1 …多摩第一小学校
- ◆2 …多摩第二小学校
- ◆3 …多摩第三小学校
- ◇4 …竜ヶ峰小学校
- ◇5 …南永山小学校
- ◆6 …諏訪小学校(旧:南諏訪小学校)
- ◆7 …愛和小学校(旧:東愛宕小学校)
- ◆8 …連光寺小学校
- ◆9 …永山小学校(旧:北永山小学校)
- ◆10 …北諏訪小学校
- ◆11 …東寺方小学校
- ◇12 …東永山小学校
- ◇13 …南豊ヶ丘小学校
- ◇14 …西愛宕小学校
- ◆15 …東落合小学校(旧:北落合小学校)

- ◇16 …中諏訪小学校
- ◆17 …貝取小学校(旧:南貝取小学校)
- ◆18 …瓜生小学校(旧:西永山小学校)
- ◇19 …南落合小学校
- ◆20 …豊ヶ丘小学校(旧:北豊ヶ丘小学校)
- ◆21 …南鶴牧小学校
- ◇22 …北貝取小学校
- ◆23 …聖ヶ丘小学校
- ◆24 …西落合小学校
- ◆25 …大松台小学校

【中学校】

- 1 …多摩中学校
- 2 …多摩永山中学校(旧:永山中学校)
- 3 …東愛宕中学校
- 4 …豊ヶ丘中学校
- 5 …和田中学校
- 6 …諏訪中学校
- 7 …西永山中学校
- 8 …落合中学校(旧:東落合中学校)
- 9 …西落合中学校
- 10 …青陵中学校(旧:貝取中学校)
- 11 …聖ヶ丘中学校
- 12 …鶴牧中学校

今後の学級数推計（令和3年5月1日現在）

※小・中学校を30人学級編制で積算

No.	学校名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	9年度-3年度
1	多摩第一小学校	19	23	25	24	24	25	26	7
2	多摩第二小学校	15	19	19	19	18	16	15	0
3	多摩第三小学校	13	14	15	16	16	17	17	4
4	連光寺小学校	12	15	15	15	14	13	12	0
5	北諏訪小学校	17	18	18	18	18	17	17	0
6	東寺方小学校	16	19	20	21	21	21	21	5
7	南鶴牧小学校	17	19	20	20	22	22	21	4
8	聖ヶ丘小学校	12	12	12	12	12	12	12	0
9	西落合小学校	15	17	16	15	14	13	13	△2
10	大松台小学校	17	19	18	18	17	15	14	△3
11	諏訪小学校	14	18	18	16	15	13	11	△3
12	永山小学校	12	12	12	13	14	15	15	3
13	瓜生小学校	7	9	10	9	9	8	7	0
14	東落合小学校	12	13	13	13	14	12	13	1
15	貝取小学校	9	9	8	7	7	6	6	△3
16	豊ヶ丘小学校	8	11	10	10	9	8	7	△1
17	愛和小学校	12	13	13	13	13	12	12	0
小学校合計		227	260	262	259	257	245	239	12
1	多摩中学校	12	15	15	15	15	15	16	4
2	東愛宕中学校	7	10	9	9	8	9	8	1
3	和田中学校	12	14	14	15	15	15	14	2
4	諏訪中学校	9	12	13	15	16	16	15	6
5	聖ヶ丘中学校	9	11	10	10	9	10	11	2
6	鶴牧中学校	14	16	15	15	15	15	15	1
7	多摩永山中学校	9	12	11	10	9	10	10	1
8	落合中学校	11	13	13	13	13	13	13	2
9	青陵中学校	9	12	11	10	10	9	9	0
中学校合計		92	115	111	112	110	112	111	19

※令和3年度は実績値を記載。

特別支援学級の児童生徒人数及び学級数の推移

区分	種類	学校名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
			人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	
小学校	固定学級	知的障害	東寺方小学校	16	2	17	3	27	4	27	4	25	4
			永山小学校	14	2	15	2	16	2	27	4	28	4
			東落合小学校	18	3	22	3	23	3	19	3	13	2
			諏訪小学校	2	1	1	1						
		自閉症・情緒障害	第二小学校	4	1	12	2	20	3	33	5	38	5
			諏訪小学校	34	5	33	5	27	4	35	5	27	4
			貝取小学校	24	3	29	4	25	4	23	3	25	4
			南鶴牧小学校					5	1	22	3	24	3
固定学級計			112	17	129	20	143	21	186	27	180	26	
中学校	固定学級	知的障害	和田中学校	9	2	6	1	7	1	10	2	15	2
			諏訪中学校	6	1	6	1	7	1	9	2	11	2
			落合中学校	20	3	23	3	23	3	21	3	22	3
		自閉症・情緒障害	多摩中学校	17	3	15	2	15	2	27	4	38	5
			青陵中学校	17	3	20	3	26	4	26	4	32	4
固定学級計			69	12	70	10	78	11	93	15	118	16	

令和3年度の教室の使用状況と令和9年度の推計

No.	学 校 名	令和3年度実績（小学校第1・2学年及び中学校第1学年は35人学級で積算）						令和9年度 （小学校全学年及び中学校 第1学年は35人学級で積算）		令和9年度 （小学校及び中学校全学年 30人学級で積算）	
		特別教室を除 く教室数 ①	通常の学級数 ②	少人数教室数 ③	特別支援学級 （固定学級） ④	特別支援教室 数（通級） ⑤	残教室数 ①-②-③-④-⑤	通常の学級数 ⑥	残教室数 ①-③-④-⑤-⑥	通常の学級数 ⑦	残教室数 ①-③-④-⑤-⑦
		1	多摩第一小学校	24	19	1	0	0	4	24	△1
2	多摩第二小学校	27	15	1	3	2	6	11	10	15	6
3	多摩第三小学校	16	13	1	0	0	2	15	0	17	△2
4	連光寺小学校	19	12	1	0	0	6	12	6	12	6
5	北諏訪小学校	24	17	1	0	3	3	15	5	17	3
6	東寺方小学校	20	16	1	0	0	3	19	0	21	△2
7	南鶴牧小学校	22	17	1	1	1	2	18	1	21	△2
8	聖ヶ丘小学校	21	12	0	0	2	7	12	7	12	7
9	西落合小学校	21	15	1	0	1	4	11	8	13	6
10	大松台小学校	22	17	1	0	0	4	12	9	14	7
11	諏訪小学校	20	14	1	3	0	2	10	6	11	5
12	永山小学校	19	12	1	2	0	4	12	4	15	1
13	瓜生小学校	16	7	1	0	0	8	6	9	7	8
14	東落合小学校	18	12	1	0	0	5	12	5	13	4
15	貝取小学校	18	9	1	2	0	6	6	9	6	9
16	豊ヶ丘小学校	17	8	1	0	0	8	6	10	7	9
17	愛和小学校	16	12	1	0	0	3	11	4	12	3
小学校計		340	227	16	11	9	77	212	92	239	65
1	多摩中学校	18	12	2	1	1	2	13	1	16	△2
2	東愛宕中学校	14	7	1	0	0	6	7	6	8	5
3	和田中学校	18	12	2	1	0	3	12	3	14	1
4	諏訪中学校	16	9	2	1	1	3	12	0	15	△3
5	聖ヶ丘中学校	20	9	2	0	1	8	9	8	11	6
6	鶴牧中学校	15	14	1	0	0	0	12	2	15	△1
7	多摩永山中学校	14	9	2	0	0	3	8	4	10	2
8	落合中学校	13	11	1	1	0	0	11	0	13	△2
9	青陵中学校	14	9	2	1	0	2	6	5	9	2
中学校計		142	92	15	5	3	27	90	29	111	8

「学校規模の模適正化について」に寄せられた意見について

No.	寄せられた意見	教育委員会の考え
1	平成24年に策定された「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」では、「当面の間は、学校統廃合は行わない」となっているが、今回の考え方では、令和6年度までは、学校統廃合、通学区域の見直しを含む学校規模の適正化を図るための取組みを行わないということでしょうか。	「学校規模の適正化について」では、「当面の間、学校統廃合は行わず、平成24年に定めた『多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針』の考え方を継続する」としています。 従いまして、当面の間、学校統廃合は行いませんが、必要がある場合には、通学区域の見直し等による学校規模の適正化を検討します。
2	令和6年度に、改めてその時点で確認をするという内容ですが、何を確認するのか、その時点でどのような状況になっていけば、見直しの検討を行うのかなどの、一定の基準は、このタイミングでつくるのでしょうか。	令和6年度において、改めて、学校統廃合が必要な状況であるかどうかを教育委員会や市長部局で確認します。 なお、学校統廃合が必要な状況である場合には、今後の進め方等の基本的な考え方について、全庁での確認を行う予定です。 見直しの基準については、「学校規模の適正化について」の「4の(2) 基本的な考え方を見直す場合の事由等」に記載しています3つの事由の他、令和6年度の教育環境や社会状況等を踏まえた上で策定するかどうかを検討します。
3	学校規模が小さくなる(1つの学校の児童数、生徒数が少なくなる)と、学級編制上、学年で1学級しか編制できなくなる。このことが、学級内でのいじめや学級崩壊が生じた場合の解決に支障があるというデメリットがあげられますがこれを解消することが、他の手段などでできるのでしょうか。	学級内でのいじめや、いわゆる学級崩壊については、東京都や他県の研究・調査により、いくつかの解決策が示されています。例えば、少人数学級による指導やチーム・ティーチングなどがあります。これらの方法により、よりきめ細やかな指導を行う事で事態を改善できる可能性があります。 また、いじめについては、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止や早期発見、早期対応など、学校が組織的に対応することによって、いじめを防止する取り組みを行っています。 なお、学級崩壊については、学級内の人間関係の立て直しのために、児童生徒にも担任にも、気持ちの切り替えをする機会をつくるなどの対応も必要だと考えています。 さらに、ひとり1台のタブレット活用が進めば、他校と一緒に学ぶことも可能となり、社会性の涵養や多様な考えに触れる機会の確保等も可能となることから、単学級のデメリットが緩和されるものと考えます。